

「男女共同参画プラン日光」  
平成20年度 進捗状況報告書

平成22年3月

日光市

# 目 次

## 第1章 計画の趣旨と基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	3

## 第2章 平成20年度進捗状況

1. 計画の体系	5
2. 計画がめざす目標値表	6
3. 平成20年度進捗状況	7

## 第3章 男女共同参画推進に関する事業実施状況

1. 事業実施状況	
基本目標	
施策の方向 1	17
施策の方向 2	20
施策の方向 3	22
基本目標	
施策の方向 4	24
施策の方向 5	29
基本目標	
施策の方向 6	31
施策の方向 7	33
基本目標	
施策の方向 8	35
施策の方向 9	37
施策の方向 10	39
2. 評価のまとめ	40

## 第4章 参考資料

・男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯	42
・日光市男女共同参画推進条例	46

# 第 1 章 計画の趣旨と基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

日本国憲法に、個人の尊重と男女平等の理念がうたわれて以来、我が国では、国際社会の取組みと連動しつつ、男女平等社会の実現に向けた様々な法律や制度が整備されてきました。

いま、私たちを取り巻く社会環境は、本格的な少子高齢化や家族形態の多様化、国際化、高度情報化などを背景に、急速に変化しています。このような社会変化の中で、時代の流れを的確にとらえ、豊かで活力のある地域として発展していくためには、一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を形成していく必要があります。

このため、国においては、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。

2006年(平成18年)3月20日、近隣5市町村の合併により誕生した“日光市”は、これまで、それぞれの地域に合った男女共同参画社会づくりを推進し取り組んできました。しかし、いまだに人々の意識や行動、社会慣行の中に、男女の性別による差別や固定的な役割分担意識が存在し、多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での障害となっています。

このような状況を踏まえ、日光市においては、これまでの旧市町村の取組みを尊重しつつ、市民と行政のパートナーシップのもと、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向けた取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、ここに「男女共同参画プラン日光」を策定しました。

## 2. 計画の性格

- (1) このプランは、日光市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) このプランは、「日光市総合計画」に基づく部門計画として、また、国の「男女共同参画基本計画(第2次)」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン(2期計画)」との整合性を図った計画です。
- (3) このプランは、市民と行政が一体となって、日光市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。

## 3. 計画の期間

このプランの計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の動向や変化に適切に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて見直しを行います。

## 4. 基本理念

### (1) 男女の人権の尊重

男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人としての能力を發揮できる機会が確保されることが必要です。

### (2) 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、一人ひとりの生き方を自ら選択できるように社会の制度や慣行を見直し、意識改革を進めていきます。

### (3) 政策等への立案及び決定への共同参画

男女が対等な構成員として、市の政策や民間の団体の方針を一緒に考え、決定することができる機会が確保されることが必要です。

### (4) 家庭生活と他の活動の両立

家族の一人ひとりが互いに協力し、子育てや介護等の家庭生活を送りながら、就労や地域活動、学習などができるようにしていきます。

### (5) 国際社会の動向を踏まえた協調ある取組み

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係があることから、常に国際社会の動向を注視し、協調ある取組みを進めていきます。

## 男女共同参画社会とは

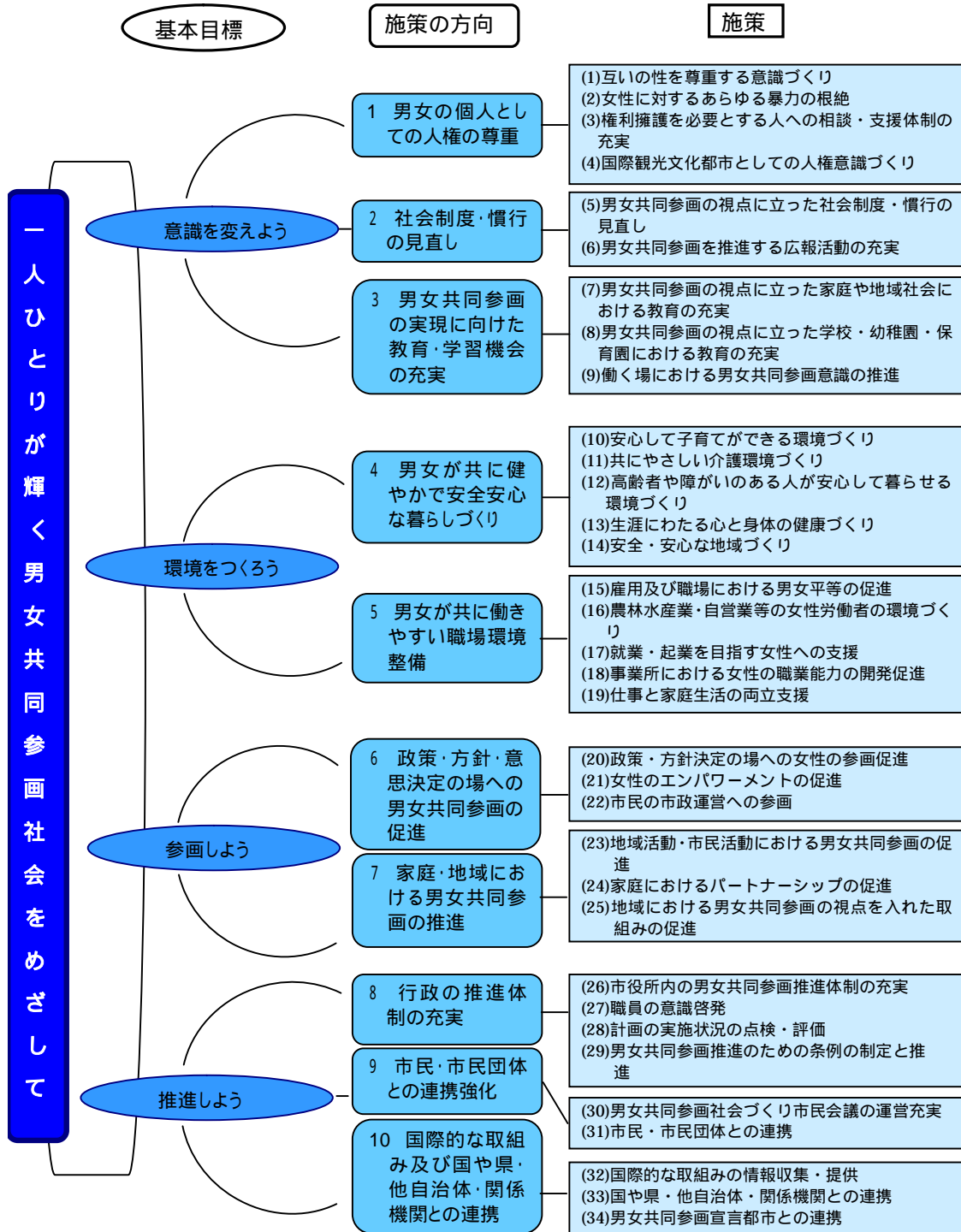
(男女共同参画社会基本法より)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

## 第2章 平成20年度進捗状況

第2章では、プランの「計画がめざす目標値」にあげた数値目標について報告しています。平成18年度を基準に、19・20年度の実績と、平成23年度までの目標値に対する達成率について報告しています。

# 1. 計画の体系



## 2. 計画がめざす目標値表

施策		目標設定指標	策定当初 (H18)	目標値 (H23)
意識を 基本目標 変えよう	施策の 方向1	( ) 男女共同参画に関する市民アンケート回収率	36.2%	46.0%
		( ) 社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と 思う人の割合	13.5%	20.0%
		( ) 配偶者等からの暴力について、理解していない人の割 合	6.1%	0.0%
	施策の 方向3	女性教育指導者研修の修了者数	121人	150人
		家庭教育指導者数	53人	70人
		ひかりの郷にっこう出前講座受講者数	4,661人	6,000人
環境を 基本目標 つくろう	施策の 方向4	放課後児童クラブ設置数 利用人数	20クラブ 1,391人	25クラブ 2,300人
		育児相談件数	395件	450件
		杉並木大学校（高齢者の生きがいづくり講座）受講者数	95人	100人
		シルバー人材センター会員数	699人	800人
		在宅介護オアシス支援施設数	12ヶ所	14ヶ所
		NPO法人数	33法人	45法人
		安全安心パトロール隊員数	4,753人	5,000人
		クリーンパートナー登録数	18団体	25団体
	施策の 方向5	農業家族経営協定の締結数	96戸	150戸
		女性の認定農業者数	8人	14人
参画し 基本目標 よう	施策の 方向6	審議会・委員会等における女性委員の割合 (女性委員のいない審議会・委員会等の数を0にすることを目標と する)	25.6%	35.0%
		市民活動支援センター登録団体数	55団体	60団体
		パブリックコメント意見数(1件当りの意見数)	2件	10件
		自主防災組織数	175組織	205組織
推進し 基本目標 よう	施策の 方向8	職員研修受講率	88.6%	92.0%
		育児休業を取得した男性職員数	1人	15人

( ) H20 年度においては、市民アンケートを実施していないため、「施策の方向1」の目標設定指標の実績報告はありません。



### 3. 平成20年度進捗状況

#### 基本目標 意識を変えよう

男女共同参画社会づくりを進めるうえで、男女平等をはじめとする一人ひとりの人権意識は、欠かすことのできない重要な要素です。

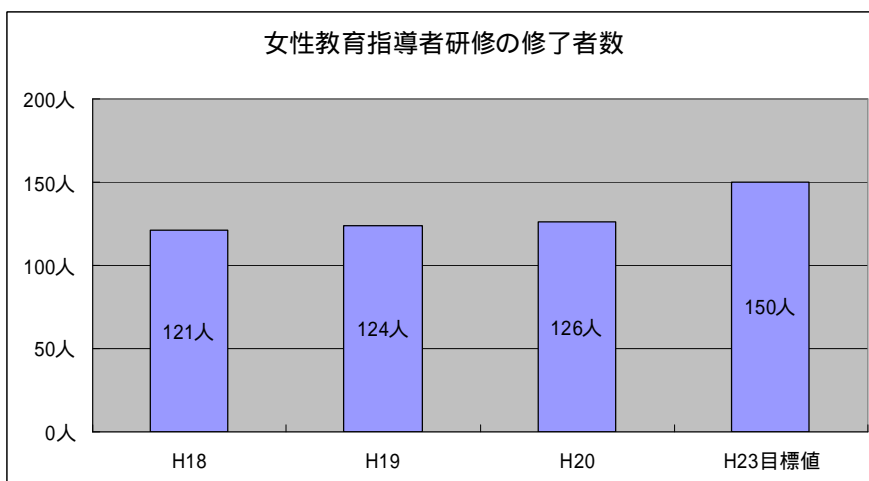
ここでは、人権意識づくりのための研修等の事業の進捗状況について報告しています。少しずつ受講者が増えているものもありますが、逆に減っているものもあります。しかし、どちらにしても受講対象者の新規開拓が必要であると思われます。内容や日時、場所についてもさらに検討し、出前講座等を団体の会合などに積極的に出向いて開催するなど、工夫をしていく必要があります。

#### 施策の方向 3

#### 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実

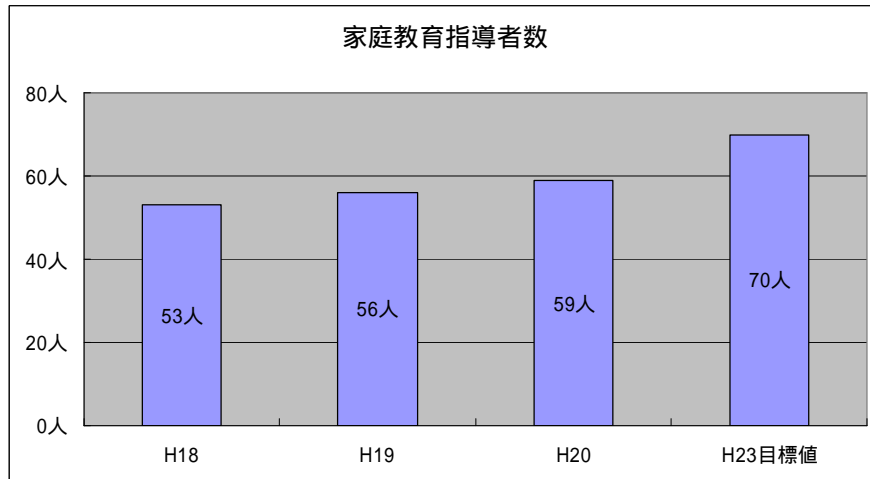
##### 女性教育指導者研修の修了者数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
121人	124人	126人	150人	84.0%



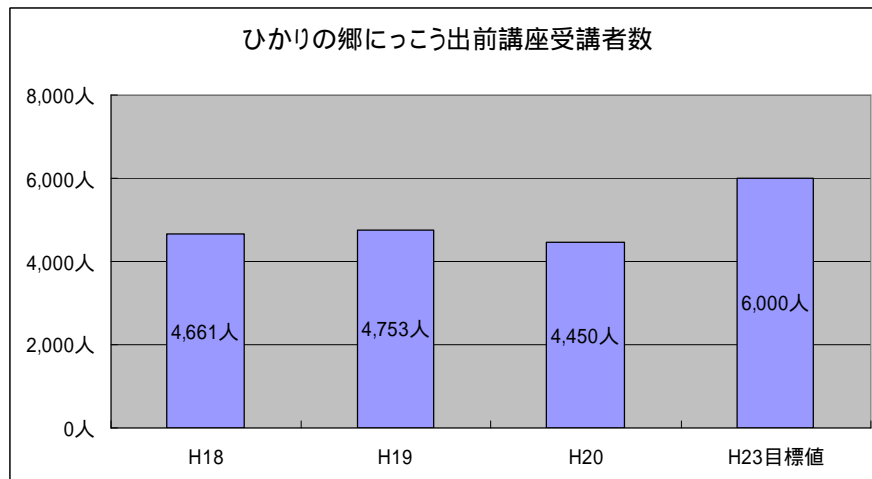
### 家庭教育指導者数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
53人	56人	59人	70人	84.3%



### ひかりの郷にっこう出前講座受講者数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
4,661人	4,753人	4,450人	6,000人	74.2%



## 基本目標 環境をつくろう

男女共同参画社会を現実のものとするため、ワーク・ライフ・バランス( 1)の実現可能な環境づくりが必要です。

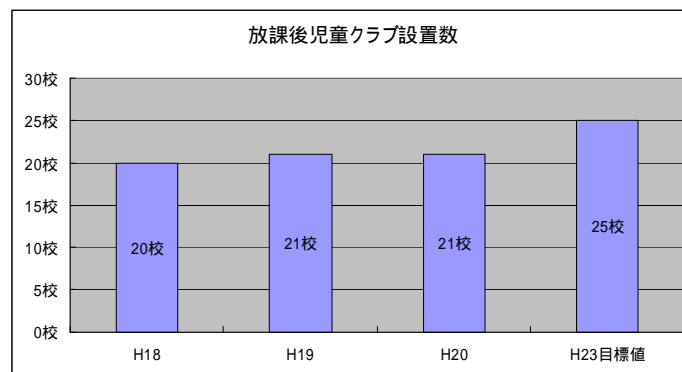
ここでは、一人ひとりが生きがいを持ち、安全で安心な生活を送ることができる環境づくりのための支援事業の進捗状況について報告しています。環境整備が整ってきていますが、多様な生き方や価値観に対応していくためのさらなる柔軟な対応が求められています。

### 施策の方向 4

#### 男女が共に健やかで安全安心な暮らしづくり

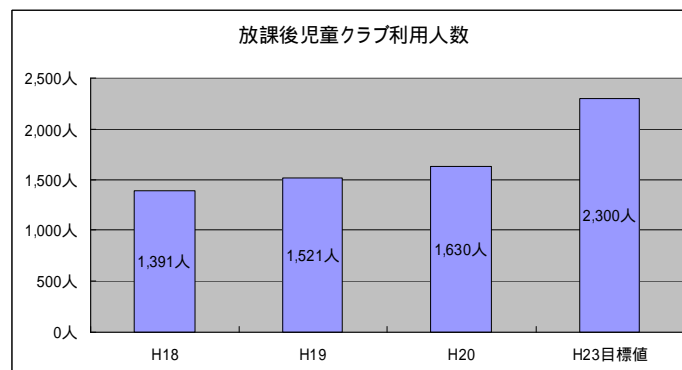
##### 放課後児童クラブ設置数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
20校	21校	21校	25校	84.0%



##### 放課後児童クラブ利用人数

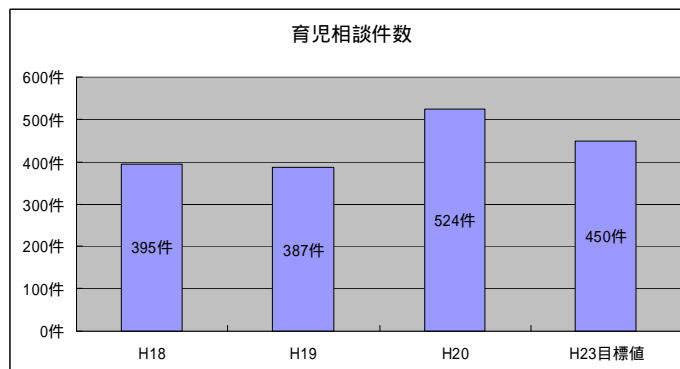
基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
1,391人	1,521人	1,630人	2,300人	70.9%



( 1)ワーク・ライフ・バランス:仕事と生活の調和のこと。誰もが仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発・その他の活動について、自らの希望に沿って人生を展開できる状態のことです。

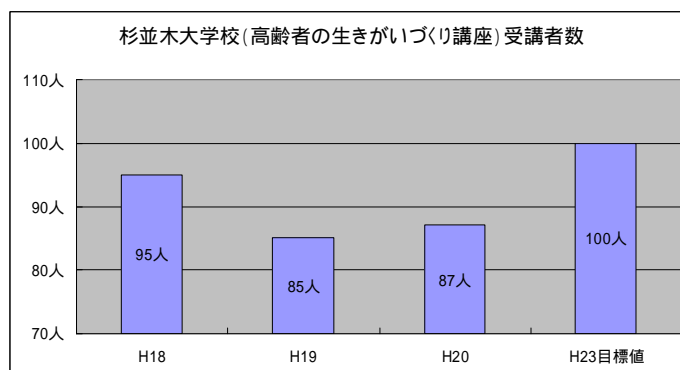
### 育児相談件数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
395件	387件	524件	450件	116.4%



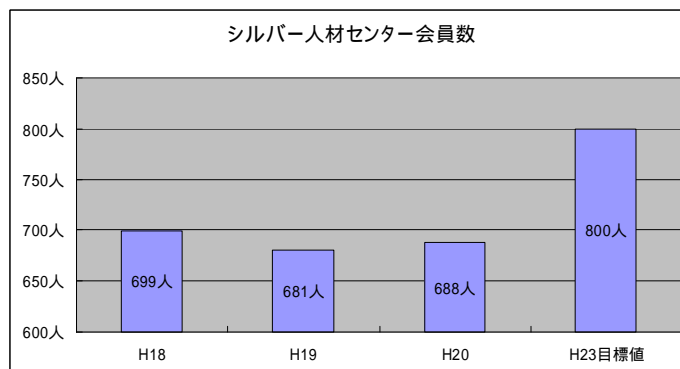
### 杉並木大学校(高齢者の生きがいづくり講座)受講者数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
95人	85人	87人	100人	87.0%



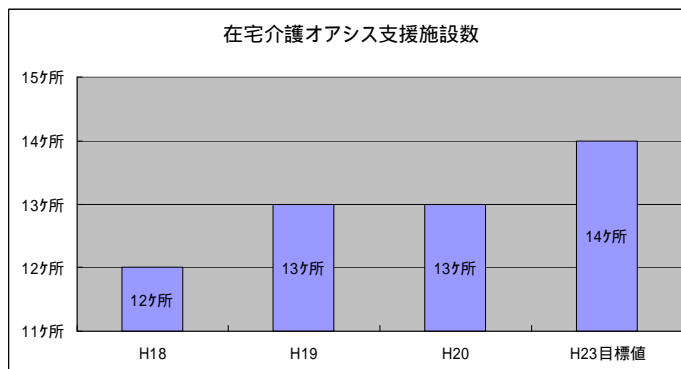
### シルバー人材センター会員数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
699人	681人	688人	800人	86.0%



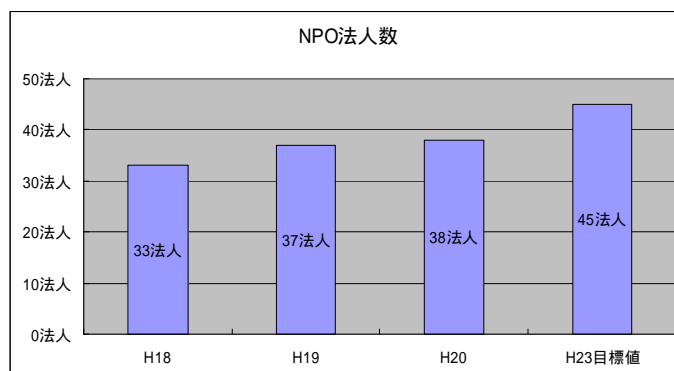
### 在宅介護オアシス支援施設数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
12ヶ所	13ヶ所	13ヶ所	14ヶ所	92.9%



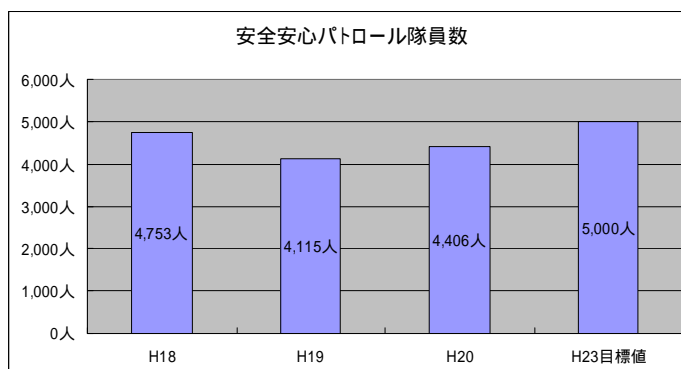
### NPO法人数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
33法人	37法人	38法人	45法人	84.4%



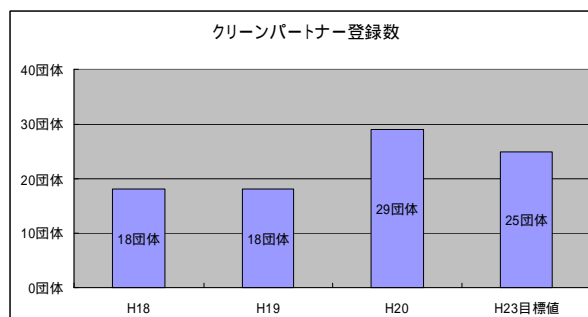
### 安全安心パトロール隊員数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
4,753人	4,115人	4,406人	5,000人	88.1%



### クリーンパートナー登録数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
18団体	18団体	29団体	25団体	116.0%

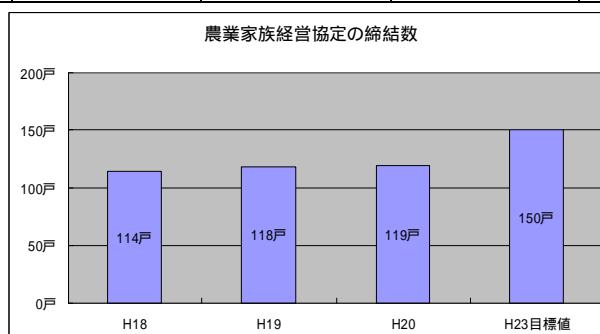


### 施策の方向 5

### 男女が共に働きやすい職場環境整備

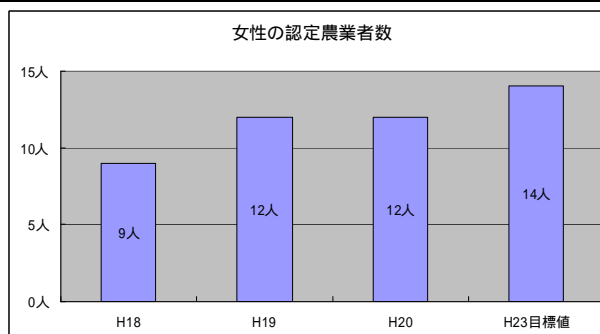
### 農業家族経営協定の締結数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
114戸	118戸	119戸	150戸	79.3%



### 女性の認定農業者数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
9人	12人	12人	14人	85.7%



## 基本目標 参画しよう

男女共同参画社会実現のため、多様な視点や考え方が持てるよう、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画することが必要です。

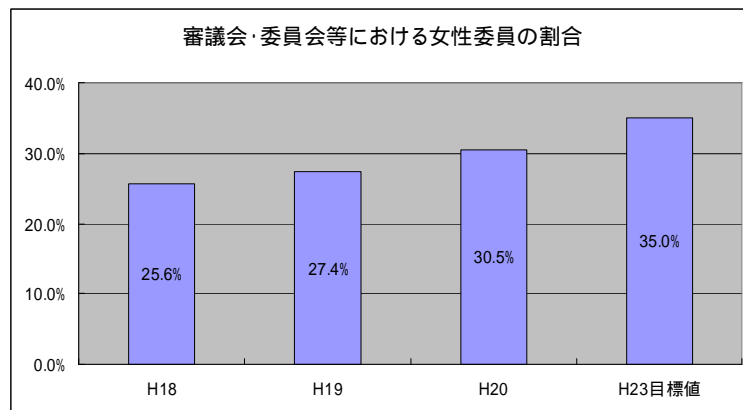
ここでは、様々な活動への参画状況について報告しています。市民活動が活発化しているなか、政策・方針決定の場への女性の参画をさらに促す必要があります。

### 施策の方向 6

## 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

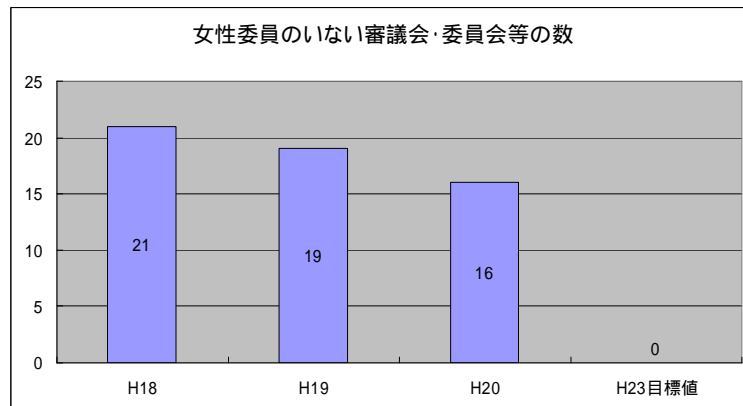
### 審議会・委員会等における女性委員の割合

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
25.6%	27.4%	30.5%	35.0%	87.1%



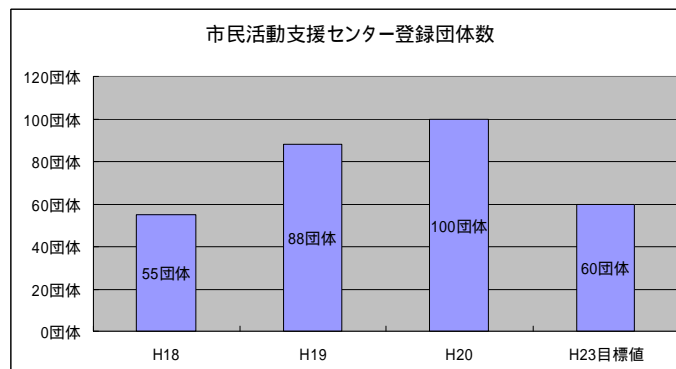
### 女性委員のいない審議会・委員会等の数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
21	19	16	0	23.8%



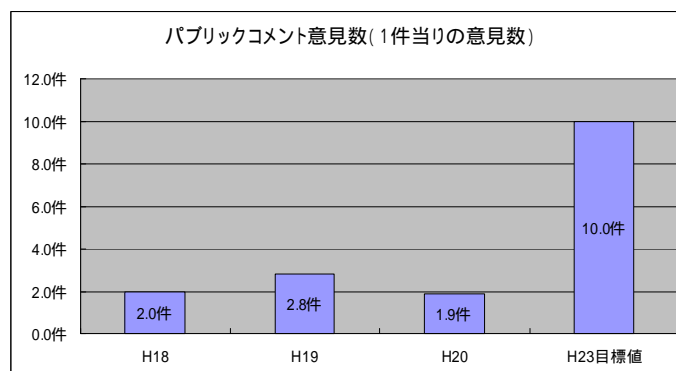
### 市民活動支援センター登録団体数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
55団体	88団体	100団体	60団体	166.7%



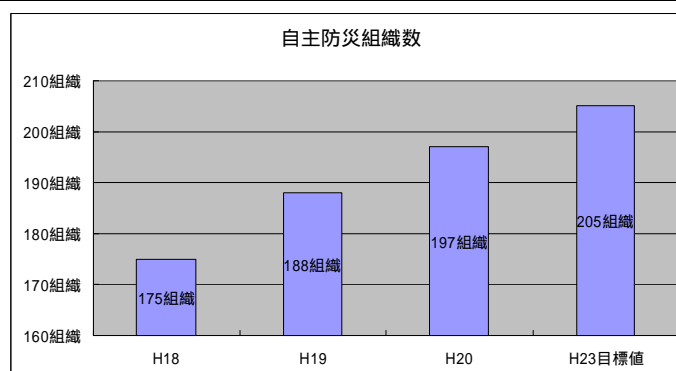
### パブリックコメント意見数(1件当りの意見数)

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
2.0件	2.8件	1.9件	10.0件	19.0%



### 自主防災組織数

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
175組織	188組織	197組織	205組織	96.1%





## 基本目標 推進しよう

男女共同参画を推進するためには、市民・事業者・市民団体等との連携が必要です。

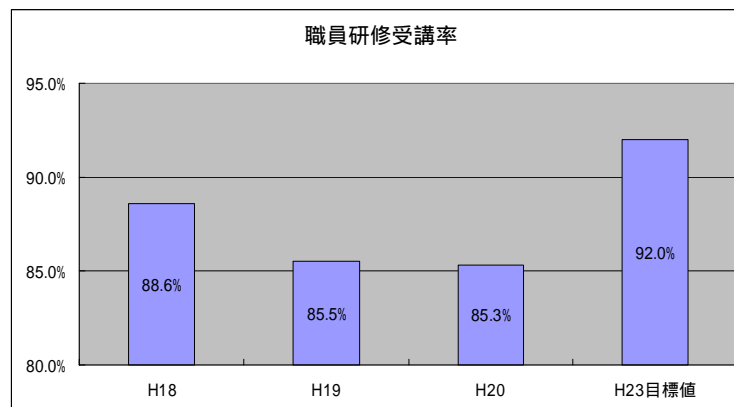
ここでは、市が率先して推進していくための職員の意識啓発事業の進捗状況について報告しています。育児休業等休暇制度の利用や研修等に参加しやすい環境づくりをするためには、業務効率の向上と職員の意識づくりが必要です。

### 施策の方向 8

### 行政の推進体制の充実

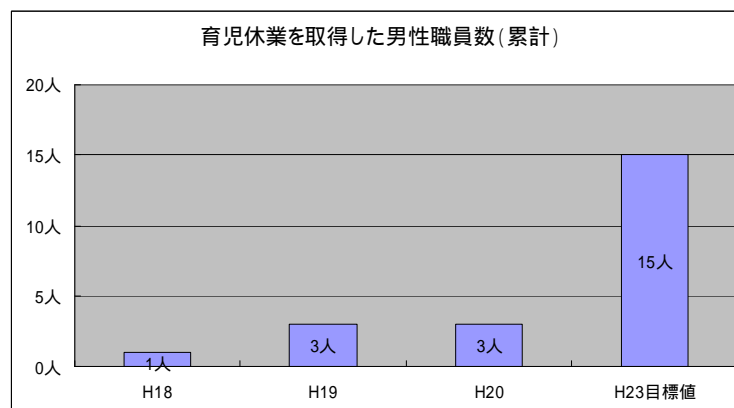
#### 職員研修受講率

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
88.6%	85.5%	85.3%	92.0%	92.7%



#### 育児休業を取得した男性職員数(累計)

基準値(H18)	H19	H20	目標値(H23)	達成率
1人	3人	3人	15人	20.0%



## 第3章 男女共同参画推進に関する事業実施状況

第3章では、施策の方向ごとに、課題とそれに対応するために実施した、平成20年度の事業について総合的にまとめました。

担当各課で報告した事業に対し、男女共同参画社会づくり推進本部推進部会において、二次評価を実施しました。

二次評価結果については、二次評価のまとめとして、記載しています。

# 1. 平成20年度事業実施状況

## 基本目標 意識を変えよう

### 施策の方向 1

### 男女の個人としての人権の尊重

#### 取組むべき課題と対応

男女共同参画を推進するうえで、男女が互いに尊重し合い、認め合いながら支えあう意識づくりが必要です。

ここでは、すべての人が個人として尊重される意識づくりのための事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

意識の啓発事業については、内容の充実や対象者を増やすための工夫をしながら、継続して実施していく必要があります。また、権利擁護を必要とする人への支援については、体制の充実をはかり、自立に至るまでの継続的な支援が必要です。

#### 施策(1) 互いの性を尊重する意識づくり

##### 1 男女が、個人としての人権を尊重する意識づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業1	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成21年3月7日今市文化会館において、「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」を開催。約500名の参加。	人権・男女共同参画課
事業2	広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。互いに尊重し合い、認め合いながら暮らす家族を紹介。	人権・男女共同参画課
事業3	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回、及び自治会向け特別セミナーを1回開催。約500名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課
事業4	人権週間の啓発活動	講演会や児童生徒に人権について考えさせる授業。	各小中学校において、発達段階や学校の実情に応じて実施。	学校教育課

##### 2 男女が互いの性を尊重し、健康についての理解を深めます。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業5	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	「思春期の自立ができるために」をテーマに、保護者向けに実施。参加者60名。	中央公民館健康課
事業6	学校教育における性教育	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施。	各小中学校において、発達段階や学校の実情に応じて実施。	学校教育課
事業7	薬物乱用防止教室	外部講師や視聴覚教材を利用し薬物の危険性について授業を実施。	各小中学校において、発達段階や学校の実情に応じて年1回以上実施。	学校教育課

3 男女共同参画の視点に立った広報活動を展開するとともに、メディア・リテラシー(2)向上のための広報・啓発を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業8	広報発行事業	毎月1回、予算特集号 計13回の広報紙の発行。	広報紙等、市の発行物における男女共同参画の視点に立った表現を促進。	秘書広報課
事業9	小中学校におけるメディアリテラシー教育	全教科を通して、情報選択、自己発信する能力の育成を行う。	各小中学校において、発達段階や学校の実情に応じて実施。	学校教育課
事業10	少年指導センター環境浄化活動事業	有害図書の調査の実施。	月1回実施。	生涯学習課
事業11	少年指導センターによる巡回指導	少年指導委員会による街頭指導及び特別指導の実施。	今市地区少年指導センター 延べ実施回数 91回 延べ従事者数 286人 日光地区少年指導センター 延べ実施回数 8回 延べ従事者数 64人	生涯学習課

施策(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶

4 女性に対する暴力を根絶するため、暴力の要因でもある男性優位意識の改革を推進し、暴力を許さない社会的認識の形成と、被害者に対する救済と支援を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業12	DV防止講演会の開催	DV問題について正しい理解を図るため、年1回講演会を開催	平成21年2月10日、中央公民館において、DV防止講演会を開催、116名の参加。	人権・男女共同参画課
事業13	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	女性に対する暴力の禁止や相談、また暴力に対する措置などを定めた。	人権・男女共同参画課

施策(3)権利擁護を必要とする人への相談・支援体制の充実

5 権利擁護を必要とする人への相談・支援体制を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業14	DV相談	婦人相談員によるDV相談の実施。	本庁、及び総合支所に婦人相談員3名を配置し、DV相談と被害者の支援をした。H20年度の相談件数17件。	人権・男女共同参画課
事業15	児童虐待防止相談	家庭相談員による児童虐待相談の実施。	本庁及び総合支所に家庭相談員4名を配置し、児童虐待相談と被害者の支援をした。H20年度の相談回数は599回。	人権・男女共同参画課
事業16	障がい者相談支援事業	日光市障がい者相談支援センターにコーディネーター2名を配置し、各種福祉制度の紹介や相談・支援・調整等を行う事業	相談件数 521件 相談実人数 102人	生活福祉課
事業17	福祉サービス利用援助事業(あすてらす・にっこう)	高齢者や障害のある方の地域生活を支援するため、福祉サービスの利用に対する相談や情報提供、日常的な金銭管理などを行う事業	実施期間 1年間 相談状況 ・一般相談41件・専門相談19件 合計60件 契約状況 ・契約者数36件(認知高齢者、知的障がい者等)	社会福祉協議会事務局

2 メディア・リテラシー:様々なメディアからの情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力を指します。

6 権利擁護を必要とする人に対する相談員の資質向上を図ると共に被害者への二次的被害を防止するための研修を行います。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業18	母子自立支援員及び婦人相談員の研修の充実	婦人相談所及び母子寡婦福祉連合会など、関係各機関が主催する研修会への参加	本庁及び総合支所の母子自立支援員兼婦人相談員3人が70回の研修会に参加。	人権・男女共同参画課
事業19	家庭相談員の研修の充実	児童相談所等が主催する研修会への参加。	本庁及び総合支所の家庭相談員が17回の研修会に参加。	人権・男女共同参画課
事業20	県西圏域事例検討会への参加	1月に1度開催される県主催の検討会に市相談支援センターのコーディネーターが出席し、各地域における事例の支援方法等の報告、検証を行い、互いのスキルアップ、相互の連携強化に努めている。	12回出席	生活福祉課

施策(4)国際文化都市としての人権意識づくり

7 世界中の様々な国や人々を理解し、尊重する意識を育みます。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業21	在住外国人支援	日光市国際交流協会と連携し多言語での情報提供をはじめ各種事業を実施。	日本語教室月2回開催・10言語による「災害時指差し会話シート」作成、10言語によるインフォメーション及び定額給付金案内全外国人に送付、相談受付。	観光交流課
事業22	ラピッド市交流	ラピッド市と中高生交流・公式訪問団交流	7月21日～8月13日の日程で日光市とラピッド市の中高生がお互いを訪問し、市長表敬訪問をはじめとした交流事業を実施。10月ラピッド市公式訪問団来訪、交流を行う。	観光交流課
事業23	ALT配置事業	9名のALTが、全小中学校を訪問し、担任や英語科の教員とチームティーチングを行う。	全小中学校。訪問回数1,575日。	学校教育課

8 世界遺産「日光の社寺」をはじめ歴史や文化、自然を継承する心を育みます。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業24	奥日光環境保全事業	奥日光清流清湖保全協議会への助成・コカナダモ刈取除去	中宮祠小中学校の児童生徒による水質保全に関する啓発ポスター・標語展の開催・水環境講習会の開催・コカナダモ人力及び機械刈取りの実施	環境課
事業25	杉並木大大学校必修講座「教育文化講座」	杉並木大大学校の必修講座として、「世界遺産日光東照宮について学ぼう」講座の開催。	1回開催 44名出席	中央公民館
事業26	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	市内の歴史やその遺産についての講演を小中学校や市民向けに7回実施。参加者344名。	中央公民館 歴史民俗資料館
事業27	文化財愛護少年団育成会事業	児童・生徒に対する世界遺産を中核とし、文化財愛護精神の普及と啓発を図る。	文化財愛護副読本「わくわく！日光の社寺たんけん」を作成し市内小学校に配布。HPを作成し公開する。	日光足尾教育行政事務所

## 施策の方向 2

### 社会制度・慣行の見直し

#### 取り組むべき課題と対応

男女共同参画を推進するうえで、阻害要因の一つとなっている男女の固定的な性別役割分担意識を解消することが重要です。

ここでは、家庭・地域・働く場など社会全体におけるジェンダー( 3 社会的性別)の解消、多様な生き方を尊重する意識づくりのための啓発事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

広く地域の隅々まで着実に啓発していくためには、フォーラムやセミナーなどの開催に当たり地域のニーズを把握して日時や場所等を検討していくことが必要です。

#### 施策(5)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 9 固定的な性別役割分担意識に基づく、家庭や地域の慣習やしきたりを見直し、男女共同参画を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業28	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成21年3月7日今市文化会館において、「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」を開催。約500名参加。	人権・男女共同参画課
事業29	広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。	人権・男女共同参画課
事業30	男女共同参画セミナー	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回、及び自治会向け特別セミナーを1回開催。約500名参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課

- 10 多様な生き方、考え方を地域社会全体が理解・尊重し、連携・協力する意識を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業31	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成21年3月7日今市文化会館において、「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」を開催。約500名参加。	人権・男女共同参画課
事業32	広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。	人権・男女共同参画課
事業33	男女共同参画セミナー	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回、及び自治会向け特別セミナーを1回開催。約500名参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課
事業34	「パパといっしょに遊ぼう」事業	地域子育て支援センター等の主催で 休日に父と子のふれあう機会を設け、遊びの教室を開催	4回	子育て支援課

施策(6)男女共同参画を推進する広報活動の充実

11 男女共同参画やジェンダー( 3 社会的性別)の視点について、わかりやすい広報活動を展開します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業35	男女共同参画広報紙「はーとふる」の発行。	男女共同参画の理解と啓発のため、市民編集委員により検討し、年2回発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。	人権・男女共同参画課
事業36	市ホームページの運営	市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載する。	男女共同参画を推進するための施策や事業について掲載。	人権・男女共同参画課

3 ジェンダー(社会的性別): 社会的・文化的に形成された性別を示す概念のこと。

### 施策の方向 3

## 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実

#### 取り組むべき課題と対応

男女共同参画の意識啓発は、幼児期から成人に達するまでの発達段階に応じた学習の機会の提供が必要であり、また、家庭・地域・働く場などの各分野での啓発も重要です。

ここでは、乳幼児期から成人に達するまでの、家庭・地域・学校・職場における様々な分野での意識づくりのための事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

P T A や自治会の会合などでの出前講座の実施や、事業所などに職員が出向き、条例や施策の周知をはかるなど、積極的に啓発をしていくことが必要です。

### 施策(7)男女共同参画の視点に立った家庭や地域社会における教育の充実

#### 12 乳幼児期からの人権意識づくりを啓発・推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業37	男女共同参画セミナーの実施	毎年度5地域ごとにセミナーを開催し、地域に密接に係わりのあるテーマで講演。	中学生及び高校生向けセミナーを各1回ずつ開催。293名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課
事業38	小中学生人権尊重啓発標語・ポスター募集事業	人権尊重の精神の涵養を目的として、全小中学校を対象に人権尊重啓発標語・ポスターを夏休みの課題として募集。	標語の部 全学年対象 応募総数 4,794点 ポスターの部 小学5・6年・中学全学年 応募総数 255点	生涯学習課
事業39	ブックスタート事業	本を通して親子のふれあいを一層深めるとともに、表現力・思考力を培う読書の契機として、メッセージを添え、絵本やアドバイス集を手渡す事業。	実施回数 49回 参加者数 625人 (8ヶ月健康診査時に実施)	今市図書館

#### 13 男女共同参画に関する基本的な研修を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業40	男女共同参画セミナーの実施	毎年度5地域ごとにセミナーを開催し、地域に密接に係わりのあるテーマで講演。	自治会を対象に特別セミナーを1回実施。26名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課



施策(8)男女共同参画の視点に立った学校・幼稚園・保育園における教育の充実  
14 人権尊重の基本となる、生命の大切さや優位意識をなくす教育を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業41	学校教育における性教育	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施。	各小中学校において、発達段階や学校の実情に応じて実施。	学校教育課
事業42	各学校における体験学習	小学校においては、地域のボランティアを招いての農業体験、主に4年生、5年生において宿泊学習を実施している。	全小学校において実施。	学校教育課

15 男女共同参画について、教職員・保育士等が共通理解を深めるよう推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業43	男女共同参画推進のための日光市職員指針の策定	男女共同参画社会づくりに向け、市職員が共通認識を持って業務を行なうことにより、男女共同参画社会づくりを推進することを目的とする。	公立保育園、幼稚園、小中学校を含む市役所全体に、庁内ランをとおして、指針及びガイドブックを配布。	人権・男女共同参画課
事業44	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	「教育に関わる者の責務」を定めた。	人権・男女共同参画課

施策(9)働く場における男女共同参画意識の推進

16 働く場における男女共同参画の理解と推進に取り組めます。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業45	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	男女共同参画の施策を推進するよう「事業者の責務」を定め、パンフレットを作成し啓発した。	人権・男女共同参画課
事業46	事業所等におけるあらゆる休暇制度の活用と理解促進	男女共同参画社会の実現をめざし、事業所等におけるあらゆる休暇制度の活用に対し理解と促進を図る	国及び県における各種労働行政の施策を示した冊子やパンフレット、ポスターなどを配布し普及啓発を図る	商工課
事業47	日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会	農業農村の男女共同参画社会形成のため理解促進と意識の高揚を図ることを目的に講演会を開催。	平成21年2月25日(水)、中央公民館小ホールにて、栃木県女性農業士会会長 猪野正子氏を招いて実施。59名が参加。	農林課

## 基本目標 環境をつくろう

### 施策の方向 4

### 男女が共に健やかで安全安心な暮らしづくり

#### 取組むべき課題と対応

男女共同参画を進めるうえで、誰もが健やかでいきいきと暮らせる環境づくりが必要です。

ここでは、子育て・介護・障がい者支援から、防犯・環境問題に至るまで、すべての市民が生きがいを持ち、安全で安心な暮らしができるような環境づくりのための事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

少子高齢化社会や多様化している生活形態に対応した、柔軟な子育てや介護支援が必要です。また、各機関との連携により、市民によりわかりやすい窓口等の情報整備も必要です。

#### 施策(10)安心して子育てができる環境づくり

17 多様なニーズに対応できる保育サービスを充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業48	病後児保育事業	保育園に併設した専用施設で病気回復期にあって集団保育が困難な児童預かりを実施	施設数:2カ所	子育て支援課
事業49	一時保育事業	保護者が病気などで一時的に保育が困難な場合に、保育園において一時的に生後3ヶ月から小学校就学前までの児童を預かる事業	施設数:6カ所	子育て支援課
事業50	休日保育事業	保護者が日曜日・祝日に仕事などで保育を必要とする場合、保育園での就学前の児童の保育を実施	施設数:2カ所	子育て支援課
事業51	障がい児保育事業	心身に障がいのある就学前の児童を保育園に受け入れ、集団で保育を実施	受入れ人数:23人	子育て支援課
事業52	幼稚園と保育園総合施設化事業	教育と保育を一体としてとらえ、一貫した総合施設を検討し、認定子ども園を設置	施設数:1ヶ所	子育て支援課

18 地域での子育て環境づくりを充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業53	地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、既存ネットワークや子育て支援活動団体等と連携しながら、従来の乳幼児学級活動を含め、地域に出向いた地域支援活動や交流会などを展開	施設数：1ヶ所	子育て支援課
事業54	子どもの居場所づくり事業	地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを目指し実施。	全44回実施され、延参加者数は706名となった。	生涯学習課
事業55	スポーツ少年団育成事業	スポーツ活動を通じた人間形成を主な目的に、こころからだの発達育成に十分配慮したプログラムのもと活動をおこなう団体の育成支援。	<日光市スポーツ少年団本部> >加盟団体82団体(17競技)	スポーツ振興課

19 子育てに関する相談体制を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業56	子育て相談の充実	NPO法人との協力体制により、24時間対応の相談業務を実施	家庭相談室の受理件数3,372件	人権・男女共同参画課
事業57	子育て相談(地域開放)事業	保育園において、子育て相談や情報提供を行なう事業	相談件数：524件	子育て支援課
事業58	子育てサロン(にこにこ広場)事業	子育て中の親子に対して、気軽に相談、交流ができる場を提供する事業	実施カ所数：6カ所	子育て支援課
事業59	乳幼児健康相談	身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等	年間を通じて各地域で82回行い、保護者への育児支援を実施	健康課

策(11)共にやさしい介護環境づくり

20 安心して生活できる介護サービスを充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業60	高齢者福祉施設整備事業	施設入所待機者の解消と介護サービスの充実を目的に高齢者福祉施設の整備を行う。	・小来川デイサービスセンター整備(登録定員10人) ・小規模特別養護老人ホーム整備(入所定員29人) ・小規模多機能型居宅介護拠点整備(登録定員25人)	介護保険課
事業61	介護サービス事業者連絡協議会	介護サービス事業者の資質向上や事業者間の連携を図り、円滑な介護サービスの提供を推進する。	・研修会の開催(2回実施、参加人数94人) ・交流会の開催(参加人数19人) ・檜枝岐村医療福祉センターの視察(参加人数20人)	介護保険課
事業62	介護サービス情報の提供	介護保険に関する情報を提供し、介護サービスの円滑な運営に努める。	・ホームページにて情報発信 ・介護保険ガイドブックの作成	介護保険課
事業63	在宅福祉サービス事業	介護保険サービス事業 障害福祉サービス事業	介護保険サービス状況 訪問介護事業 提供回数 11,896回(事業所3ヶ所) 通所介護事業 利用件数 8,763件(事業所5ヶ所) 居宅介護事業 提供件数 4,083件(事業所4ヶ所) 障害福祉サービス状況 居宅介護サービス提供回数1,673回	社会福祉協議会事務局

施策(12)高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

21 高齢者の自立を支援し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業64	在宅介護オアシス支援事業	高齢者の孤独感の解消、生きがいの増進を図り、介護予防を行う。	市内に13箇所設置。延べ利用者20,122人	高齢福祉課
事業65	高齢者在宅介護支援事業	紙おむつ券、介護手当、ホームヘルプ、移送サービス、訪問給食サービス等を実施。	紙おむつ - 731人、介護手当275人、ヘルパー派遣事業所10、移送サービス - 136人、訪問給食 - 179人	高齢福祉課
事業66	自立対策・生活支援事業	暮らしのお手伝い事業、緊急通報体制整備事業。	暮らしのお手伝い - 24人、緊急通報装置 - 4,912人	高齢福祉課
事業67	各種公民館事業	高齢者の生きがいがつくりや健康づくりの講座を開催。	各公民館にて、年間延べ約2700人参加。	各公民館
事業68	小地域福祉活動見守り活動事業	高齢者・障がい者等を対象に見守り活動事業	実施地域:今市地域(5地区) 実施期間:年間(4月~翌年3月) 協力機関:地区社協、自治会、民児協会(市全域実施年度:平成21年度)	社会福祉協議会事務局
事業69	福祉有償サービス事業(外出支援事業)	バス・電車等通常の交通機関を利用することが著しく困難な藤原地区の高齢者や重度障がい者等の社会的範囲を拡大するための事業	利用状況 登録者数:11名 稼働日数:57日 運送回数:57回	社会福祉協議会事務局
事業70	シルバー人材センター事業	知識、経験、技能を活かした職業の場を提供するとともに、各種研修会を実施。	会員研修会4回、職業訓練1回、奉仕活動1回70名参加。	シルバー人材センター事務局

22 障がいのある人の自立を支援し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業71	官公需の掘り起こし	障がい者支援施設への市からの発注拡大のため試行的に主に健康福祉部を中心に官公需の掘り起こしを実施した。	8部署から発注の申し出があり、市内都市公園の清掃、保健福祉センターの清掃等が障がい者支援施設の受注に結びついた。	生活福祉課
事業72	障がい児通園施設運営費	つばさ園において、身体又は知的障害のある児童に対し、通園による療育訓練及び生活指導	一日平均利用児童数 8.7人	生活福祉課
事業73	障がい者相談支援事業	日光市障がい者相談支援センターにコーディネーター2名を配置し、各種福祉制度の紹介や相談・支援・調整等を行う事業。	相談件数 521件 相談実人数 102人	生活福祉課
事業74	小地域福祉活動見守り活動事業	障がい者・高齢者等を対象に見守り活動事業	実施地域：今市地域(5地区) 実施期間：年間(4月～翌年3月) 協力機関：地区社協、自治会、民児協会(市全域実施年度：平成21年度)	社会福祉協議会事務局

施策(13)生涯にわたる心と身体の健康づくり

23 生涯を通じ、心身共に健康な暮らしを支援します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業75	女性サポートセンター講座	働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開設。	軽スポーツやヨガ教室、出前講座としての健康体操、太極拳、ボール体操の各種講座を実施。28回、延べ411人参加。	人権・男女共同参画課
事業76	健康教室(一般)	健康づくり・生活習慣病予防・歯周疾患・病態別	年間83回・1,059人	健康課
事業77	学校教育における食育	家庭科を中心に発達段階に応じた授業の実施。	全小中学校	学校教育課
事業78	市民健康体力づくり事業	ソフトボール、バレーボール競技を通し心身の健康増進を図ると共に地域の触れ合いを促進し明るい社会環境作りに資する。	< 壮年ソフトボール大会 > 9/14 5チーム 100人 < 婦人バレーボール大会 > 9/7 16チーム 230人	スポーツ振興課
事業79	各種公民館事業	心身の健康づくりのための趣味の講座や料理教室、及びスポーツ教室などを実施。	各公民館にて、年間延べ約7400人参加。	各公民館

24 母子保健・医療対策を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業80	休日急患こども診療所事業	休日の一次医療を充実させるため、日曜日及び祝日に休日急患こども診療所を開設する。	受診者延人数：2,145人 診療日：68日	健康課
事業81	乳幼児健康相談	身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等。	年間を通じて各地域で82回行い、保護者への育児支援を実施	健康課
事業82	妊婦アンケート	妊娠届出時にアンケートを実施し、相談に応じる。	依頼時対応	健康課
事業83	妊産婦・こども医療費助成制度の充実	妊産婦および小学校3年生までのこどもの医療費を助成。	(妊産婦) 助成件数：4,275件 助成金額：20,176千円 (こども) 助成件数：93,738件 助成金額：173,722千円	子育て支援課

## 施策(14)安全・安心な地域づくり

### 25 地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業84	自主防災組織育成事業	自治会等の単位で自主防災組織を結成してもらうよう働きかけを行なう。また、新規結成の際に20万円を限度に防災資機材を配布する。	平成20年度に新たに9つの自主防災組織が結成され、市内227自治会のうち197自治会で結成(結成率86.8%)された。	総務課
事業85	不審者情報の提供	市ホームページに不審者情報を掲載する。	13件の不審者情報を掲載した。	生活安全課
事業86	防犯灯対策事業	各自治会の要望により防犯灯の設置工事を行い、防犯灯電気料の1/3を各自治会に補助する。また、防犯灯器具更新の補助も行う。	防犯灯120灯を新たに設置した。防犯灯8,909灯に対しての電気料補助を行った。防犯灯45灯の器具更新補助を行った。	生活安全課
事業87	消費生活センター運営事業	消費生活に係わる全ての苦情・問い合わせの対応。	相談件数705件	生活安全課
事業88	スクールガードリーダー	各中学校1名、計17名による地域巡回。	毎週1回	学校教育課
事業89	学校安全ボランティア活動支援	地域ボランティアによる小学生の登下校の安全確保。	毎日、全小学校で	学校教育課
事業90	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	防災や交通事故防止、救急救命、消費生活などの講座を、学校や一般市民、関係団体向けに65回実施。参加者1,931名。	中央公民館 総務課 生活安全課 消防本部

### 26 健康をおびやかす環境問題に関心を持ち、安全な環境づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業91	生ごみ堆肥化機器購入補助事業	家庭用生ごみ処理機器設置費補助金(機械式・コンポスト)	機械式 25件 486,500円 コンポスト 12件 24,300円 合計 37件 510,800円	環境課
事業92	ポイ捨て防止対策事業	クリーン大作戦2回開催	不法投棄廃棄物回収等補助金補助件数 44件 補助金額 662,540円	環境課
事業93	公害対策推進事業費	工場排水水質分析・河川等水質分析・工場ばい煙分析等	環境保全協定締結工場等からの排水分析27箇所・ばい煙分析7箇所・河川農業用水42地点水質等分析	環境課
事業94	住宅用太陽光発電整備導入支援事業	住宅用太陽光発電整備への助成	23件 件数は少なかったが、助成した世帯全部に助成することができ	環境課
事業95	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	CO2削減やゴミの減量をテーマに、学校や一般市民向けに7回実施。参加者319名。	中央公民館 環境課

## 施策の方向 5

### 男女が共に働きやすい職場環境整備

#### 取り組むべき課題と対応

女性も男性も共に仕事と家庭生活が両立できるよう職場環境づくりが必要です。ここでは、女性が子育てしながら仕事を続けることができる環境整備や、男性も子育てや家事に参画できるよう支援する制度、意識づくりのための啓発事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

各種制度については、継承発展させていくことが必要であり、意識改革についても、市が関係機関に働きかけながら連携して継続していくことが必要です。

#### 施策(15)雇用及び職場における男女平等の促進

27 男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、職場での男女共同参画を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業96	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	男女共同参画の施策を推進するよう「事業者の責務」を定めるとともに、表彰制度を設けた。	人権・男女共同参画課
事業97	職場での男女共同参画	男女共同参画社会への理解促進に向け、各事業所における男女平等の意識改革等をさらに進める。	国及び県における各種労働行政の施策を示した冊子やパンフレット、ポスターなどを配布し普及啓発を図る	商工課

#### 施策(16)農林水産業・自営業等の女性労働者の環境づくり

28 農林水産業及び家族経営的な商工業従事者、在宅勤務の女性労働者の適切な労働環境の確保を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業98	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	市が「農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置」を講ずることを定めた。	人権・男女共同参画課
事業99	農業農村男女共同参画推進事業	日光市農業農村男女共同参画推進ビジョンを推進することを目的として、日光市農業農村男女共同参画推進委員会を設置、開催。	日光市農業農村男女共同参画推進委員会を年2回開催。(平成20年7月17日、平成21年1月20日)委員は17名(内、9名は女性)事業の進め方を協議した。	農林課

## 施策(17) 就業・起業を目指す女性への支援

29 就業や再就職、起業を目指す女性への支援対策を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業100	母子家庭及び父子家庭の就労支援事業	母子自立支援員3名による母子家庭の母、及び父子家庭の父を対象とした就労相談、支援の実施。	本庁及び各総合支所に3名の母子自立支援員を配置。	人権・男女共同参画課
事業101	母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進のため、職業能力の開発及び向上を目的として、対象となる講座の受講費用の50%を支給する。	母子家庭2件、父子家庭0件、計22,500円支給。	人権・男女共同参画課
事業102	母子家庭高等技能訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母、父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格の取得を目的として、その養成機関において修業した場合に、経済的負担を軽減するため支給。	母子家庭6件、父子家庭0件、計4,532,000円支給。	人権・男女共同参画課

## 施策(18) 事業所における女性の職業能力の開発促進

30 事業所における女性への研修や訓練の機会を提供し、ポジティブ・アクション(4積極的改善措置)の啓発を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業103	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	「事業所への責務」を定めるとともに、市は、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう定めるとともに、表彰制度を設けた。	人権・男女共同参画課

## 施策(19) 仕事と家庭生活の両立支援

31 事業所における育児・介護休業法の普及を図り、次世代育成支援対策法に基づく企業での取組みを支援します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業104	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	市が「事業所が行なう活動への支援等」に関する基本計画を定め、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう定めた。	人権・男女共同参画課
事業105	次世代育成支援地域行動計画推進事業	次世代育成支援地域行動計画の推進。	日光市次世代育成地域行動計画(前期計画H17～H21)に「事業所への子育て支援の職場環境づくりの推進」を主要事業の一つとして位置づけ、担当課への進捗管理の実施、促進をしている。	子育て支援課

4 ポジティブ・アクション: 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。



## 基本目標 参画しよう

### 施策の方向 6

#### 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

##### 取組むべき課題と対応

女性も含めた多角的な視点からの政策方針の決定は、多様化する社会構造に対応するためにも、欠かすことができません。

ここでは、女性のエンパワーメント( 5)をはかり、市の審議会や委員会等の市政運営への積極的参画をはかるための事業を実施しています。

##### 二次評価のまとめ

若い人材を育成し、募集などのPRを積極的におこない、参画しやすいよう啓発していくことが必要です。

#### 施策(20)政策・方針決定の場への女性の参画促進

32 あらゆる分野における、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業106	各種審議会及び委員会などにおける女性委員の登用率調査	市の審議会などにおける女性委員の比率を平成23年度までに、35%にすることを目標に、毎年度10月1日を基準日として調査、公表する。	平成20年10月1日現在、女性委員の登用率は30.5%。	人権・男女共同参画課
事業107	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	市が付属機関を設置する際に、男女の委員等の構成への配慮を定めた。	人権・男女共同参画課
事業108	男女共同参画推進のための日光市職員指針の策定	男女共同参画社会づくりに向け、市職員が共通認識を持って業務を行なうことにより、男女共同参画社会づくりを推進することを目的とする。	「男女共同参画双方からの視点に立った政策決定と組織づくり」を施策の一つにあげるとともに、ガイドブックを作成し、職員に啓発した。	人権・男女共同参画課

5 女性のエンパワーメント：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

### 施策(21)女性のエンパワーメントの推進

33 あらゆる分野において活躍するよう、女性のエンパワーメントを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業109	女性リーダーの育成・支援	女性リーダーを育成するため、県事業である「次世代人材育成事業」や「女性教育指導者研修授業」への推薦を行なう。	「次世代人材育成事業」へ1名推薦。「女性教育指導者研修事業」へ2名の推薦を行なった。	人権・男女共同参画課
事業110	女性団体への助成と活動支援	女性のエンパワーメントを図り、男女共同参画社会づくりの原動力となる女性団体への活動支援を行なう。	市女性団体連絡協議会への事業費補助金354,000円補助。また、構成団体を含めた活動支援。	人権・男女共同参画課

### 施策(22)市民の市政運営への参画

34 市民への情報公開を促進し、市政運営への積極的参加を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業111	パブリックコメント	市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民等から提出された意見を考慮して最終的に決定する。	8件の計画及び条例について実施、9名から15件の意見があった	秘書広報課

## 施策の方向 7

### 家庭・地域における男女共同参画の促進

#### 取組むべき課題と対応

自治会や市民活動、家庭での役割分担においても、男女が共に協力し合うことが必要です。

ここでは、女性の視点をいれた地域づくりのための啓発事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

各地域のニーズに沿い、市が自治会や市民団体に対し、女性の参画を促していくことが必要です。また、家庭においても、男女が互いに協力して家事育児に参画していくよう継続して啓発していく必要があります。

#### 施策(23) 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

35 自治会等の地域活動やNPOなどの市民活動において、男女が共に参画するよう促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業112	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	男女共同参画の理解と推進、市の施策への協力を「市民の責務」として定めた。	人権・男女共同参画課

#### 施策(24) 家庭におけるパートナーシップの促進

36 性別によって役割を決めず、家庭内での相互協力を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業113	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成21年3月7日今市文化会館において、「男女共同参画フォーラムin日光」を開催。500名の参加。	人権・男女共同参画課
事業114	男女共同参画広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。夫婦や家族で、家事育児を協力して行っている家庭を紹介した。	人権・男女共同参画課
事業115	男女共同参画セミナー	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回、及び自治会向け特別セミナーを開催。約500名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課

施策(25) 地域における男女共同参画の視点を入れた取組みの促進

37 男女共同参画の視点を入れた取組みを促進します。

事業 NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業 116	栃木県・日光市総合 防災訓練	大規模災害を想定し県並びに 関係機関と連携を図り、実践活 動を実施	家庭防火即戦力である女性防 火クラブ員、女性消防団員によ る炊き出し、消火、応急手当訓 練の実施	消防本部
事業 117	女性防火クラブ員地 域防災活動事業	各地域に点在する防火クラブ員 が中心に地域防災に関する事 業の展開	各自治会単位で住宅用火災警 報器並びに応急手当指導の実 施	消防本部

## 基本目標 推進しよう

### 施策の方向 8

#### 行政の推進体制の充実

##### 取組むべき課題と対応

男女共同参画社会を現実のものとするためには、市民、事業者、市民団体等と連携して推進していくことが重要です。

ここでは、市が率先して施策を推進していくため、市の推進体制の充実と職員の意識改革を促すための事業を実施しています。

##### 二次評価のまとめ

研修や意識啓発を継続して行うとともに、計画の実施結果を検証し、施策を実効性あるものとしていく必要があります。

#### 施策(26)市役所内の男女共同参画推進体制の充実

38 男女共同参画に関する施策を効果的に進めるため、推進体制を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業118	男女共同参画社会づくり推進本部の運営	市長を本部長とする「男女共同参画社会づくり推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進する。	推進本部を2回、幹事会を2回開催し、主に条例及び指針の検討を行なった。	人権・男女共同参画課

#### 施策(27)職員の意識啓発

39 全職員が男女共同参画に対する共通認識を持てるよう、職員の意識啓発を行います。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業119	セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	セクシュアル・ハラスメントを正しく理解し、その防止及び対処方法を学習する。	5級以上の職員対象 受講対象者数 206名 受講者数 159名 受講率 77.2%	総務課
事業120	「男女共同参画推進のための日光市職員指針」の策定	指針を策定し、職員の意識改革を促します。	平成20年12月10日施行の「男女共同参画推進のための日光市職員指針」及びガイドブックを策定し、啓発を行なった。	人権・男女共同参画課

40 男女共同参画を推進するための女性のエンパワメントを促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業121	職員研修	職員の能力向上を目指し、自己啓発、職場研修、職場外研修を大きな柱として職員研修を実施する。	職場外研修として、階層別研修、専門研修等において延べ1269名の受講があった。	総務課
事業122	女性のエンパワメントの促進	男女共同参画社会づくりに必要な人材を育むため、自己啓発や研修に参加できる環境づくりを促進します。	「男女共同参画推進のための日光市職員指針」において、女性職員の意識改革と、環境づくりの啓発を行なった。	人権・男女共同参画課

施策(28)計画の実施状況の点検・評価

41 この計画を実効性あるものとするため、的確な進捗状況の点検・評価・公表を行い、着実な推進を図ります。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業123	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的に制定。平成21年4月1日施行。	施策を有効的かつ実効性あるものとするため、施策の進捗状況調査を行い、年次報告をすることを定めた。	人権・男女共同参画課

施策(29)男女共同参画推進のための条例の制定と推進

42 男女共同参画推進のための条例を市民との協働により検討、制定し、積極的に推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業124	「日光市男女共同参画推進条例」の制定	男女共同参画社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施していくため、条例を制定。	市民による検討委員会を設置し、平成19年～20年度の2カ年で制定作業を行なった。平成20年度検討委員会は4回開催。	人権・男女共同参画課

## 施策の方向 9

### 市民・市民団体との連携強化

#### 取組むべき課題と対応

男女共同参画社会づくりを推進していくため、市民や市民団体と連携しながら、市民のニーズを的確に把握し、意識の醸成をはかる必要があります。

ここでは、男女共同参画社会づくり市民会議の運営や女性団体等を支援する事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

各団体の自主性を尊重しながら、活動を支援するとともに、情報を共有し、啓発事業を連携して実施していく必要があります。

#### 施策(30)男女共同参画社会づくり市民会議の運営充実

43 市民のニーズと多様な意見を施策に反映するために、市民の推進組織である男女共同参画社会づくり市民会議の機能を効果的に発揮できるよう運営を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業125	男女共同参画社会づくり市民会議の運営	男女共同参画社会づくりを効果的に推進するための市民30名からなる市民会議を設置し、研修や施策の推進を行なう。	年4回の会議を開催し、研修や研究を行なった。男女共同参画社会づくりフォーラムの実行委員として運営、検討を行なった。	人権・男女共同参画課

#### 施策(31)市民・市民団体との連携

44 男女共同参画を推進するため、市内女性団体との連携を図りながら、活動支援を行います。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業126	女性団体への支援	市女性団体連絡協議会、及び各構成団体への活動支援	市女性団体連絡協議会及び構成団体の会議や研修などへの支援を行なった。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課 中央公民館

45 男女共同参画の自主的活動を行うNPO・市民団体・グループと積極的に連携を深め、交流の機会やネットワークづくりを支援します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業127	栃木県男女共同参画地域推進員日光支部「連絡会」への支援	「連絡会」の活動支援、及び情報提供。	総会、及び男女共同参画フォーラムでの来場者への啓発アンケートの実施支援	人権・男女共同参画課
事業128	ボランティアフェスタ2008実行委員会補助	「共生社会」実現のため、様々な人たちとの交流・連携を深めるための情報発信、ネットワークの構築	実行委員会補助650,000円交付	生活安全課



## 施策の方向 10

### 国際的な取組み及び国や県・他自治体・関係機関との連携

#### 取組むべき課題と対応

男女共同参画推進のためには、国際的な取組みや流れを注視し、国や県・他自治体と連携しながら調査研究をおこない、市民や市民団体へ情報を提供しながら市の施策に反映することが必要です。

ここでは、情報提供やネットワークづくりのための事業を実施しています。

#### 二次評価のまとめ

女性団体以外にも広く情報を提供するとともに、男女共同参画の推進に積極的に取組んでいる各男女共同参画宣言都市との連携をはかるための事業を展開する必要があります。

#### 施策(32) 国際的な取組みの情報収集・提供

46 男女共同参画についての国際的な情報を収集し、積極的に市民・庁内に提供します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業129	日光市男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施していくため、条例を制定。	「国際社会の動向を踏まえた協調ある取組み」を基本理念に定めた。	人権・男女共同参画課

#### 施策(33) 国や県・他自治体・関係機関との連携

47 国や県・他自治体・関係機関との連携を深め、情報の収集を行い、市民に提供します。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業130	男女共同参画に関する国や県、他市町村からの情報の提供	男女共同参画に関する調査結果やデータの提供	男女共同参画フォーラム及びセミナーでの資料の配布、広報紙などでの情報提供。	人権・男女共同参画課
事業131	市女性団体などへの各種チラシの配布	市女性団体などへのパーティなどのセミナーや研修などの情報提供	月1回程度開催の市女性団体連絡協議会役員会をとおして、パーティ事業などのチラシを配布し、会員へ周知した。	人権・男女共同参画課

#### 施策(34) 男女共同参画宣言都市との連携

48 男女共同参画宣言都市との連携を図り、市民の気運の醸成を図ります。

事業NO	事業名	事業の内容	H20年度の実施状況	担当課
事業132	全国男女共同参画宣言都市サミットへの参加	「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施した自治体が集いサミットを開催し、交流を深めるとともに、連携と意識の高揚を図る。	H20.10.24山形市において「全国男女共同参画宣言都市サミットinやまがた」を実施。市女性団体連絡協議会から18名参加。	人権・男女共同参画課

## 2. 評価のまとめ

当市では、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策と位置付けております。平成20年3月に「男女共同参画プラン日光」を策定し、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向け、様々な施策を実施しています。

また、平成21年3月には、「日光市男女共同参画推進条例」を制定（平成21年4月施行）し、市、市民、事業者などが協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくよう努めるものとなりました。

この報告書は、条例に掲げる年次報告に基づき、プランの施策の進捗状況を的確に把握し、点検・評価・公表を行い、施策に反映させながら、着実に男女共同参画を推進していくことを目的として作成しています。

今回は、平成20年度の進捗状況ということで、プラン策定後初めての調査となります。調査結果から、今後の課題として、人権意識の啓発や男女共同参画社会に向けた環境づくりにおいて、社会や地域のニーズを的確につかむことが重要であり、それを踏まえた事業を効果的に実施していく必要があります。さらに、男女ともに様々な分野で参画できるよう意識と体制づくりを市と市民が連携して推進していくことが必要です。施策ごとの課題を再検討し、施策に反映するとともに、男女共同参画社会づくりを推進してまいります。

## 第4章 參考資料

## 1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯

年度	市と市民の取組みの経緯
H17年度	平成18年3月20日、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村で合併、企画部に男女共同参画課を設置。
H18年度	<p>・「日光市男女共同参画社会づくり市民会議」 平成18年6月、学識経験者、関係機関・団体、公募委員などの男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を持つ市民の推進組織として設置。</p> <p>・「日光市男女共同参画社会づくり推進本部」 平成18年6月、行政の推進組織として、市長を本部長として設置。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成19年3月17日(土) 場所：今市文化会館 演題：「ありのまま そのままに生きる」 講師：真屋順子(女優)さん 高津住男(俳優)さん 夫妻</p> <p>・男女共同参画セミナー          &lt;今市地域&gt; 平成19年2月5日 今市高校          演題：「終わりのないドラマがこれから始まる」          講師：日本IBM(株)ゼネラル・ビジネス事業担当執行役員 鷺谷万里          &lt;日光地域&gt; 平成18年12月21日 日光総合会館          演題：「夢を走り続ける女たち」          講師：スポーツジャーナリスト 増田明美          &lt;藤原地域&gt; 平成18年11月10日 藤原総合文化会館          演題：「女だけじゃだめなのよ、男も一緒に、がんばらない介護」          講師：野原すみれ          &lt;足尾地域&gt; 平成18年11月26日 足尾公民館          演題：「ありがとうの心で」          講師：男女共同参画課長 福田英子          &lt;栗山地域&gt; 平成19年2月2日 栗山総合支所          演題：「“テレビ寺小屋”から学ぶ男女共同参画」          講師：フリーアナウンサー 松田朋恵</p> <p>・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」          創刊号 平成18年10月31日発行          第2号 平成19年3月15日発行</p>

<p>H18 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する市民アンケート 平成18年10月1日現在市内に住所を有する満20歳以上の個人を住民基本台帳から無作為に2,000人抽出、平成19年3月報告。市民の男女共同参画に関する考えや意見・実情を把握し、男女共同参画の基本計画策定や施策推進の基礎資料とした。</li> <li>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。</li> </ul>
<p>H19 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画プラン日光」 男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の策定委員により、平成18年度から2か年にわたり検討し、平成20年3月策定。</li> <li>・「日光市女性団体連絡協議会」 平成19年6月21日、女性の地位向上と男女共同参画の推進を目的に、合併前の平成17年度より、交流会や設立準備会を重ね、市内8団体により設立。</li> <li>・「栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会」 平成20年2月25日、県から委嘱されている日光市内の栃木県男女共同参画地域推進員により、男女共同参画の推進を目的に、平成19年11月より、5回の設立準備会を重ね設立。</li> <li>・男女共同参画宣言都市奨励事業 日時:平成20年3月15日(土) 場所:今市文化会館 演題:「一人ひとりが輝こう・・・私の個性も あなたの個性も」 講師:弁護士 住田裕子さん</li> <li>・男女共同参画セミナー  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;今市地域&gt; 平成19年10月29日 今市高校 演題:「自分らしく生きるために・・・」 講師:住友信託銀行(株)CS推進部長 矢島美代</li> <li>&lt;日光地域&gt; 平成19年11月21日 日光総合会館 演題:「地域づくりは、人づくり」 講師:栃木県シルバー大学校中央校講師 高尾憲弘</li> <li>&lt;藤原地域&gt; 平成19年11月8日 日光商工会議所鬼怒川事務所 演題:「男女が共に生きる喜びを分かち合う心」</li> </ul> </li> </ul>

<p>H19 年度</p>	<p>講師:心理カウンセリングルーム「ハートピット」所長 山崎雅保          &lt; 足尾地域 &gt; 平成 20 年 3 月 23 日 足尾公民館          演題:「あたしメッセージ」          講師:親業インストラクター 斎藤エツ子          &lt; 栗山地域 &gt; 平成 20 年 2 月 5 日 栗山総合支所          演題:「おかみさんパワーでまちおこし」          講師:協同組合浅草おかみさん会理事長 富永照子</p> <p>・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」          第 3 号 平成 19 年 9 月 25 日発行          第 4 号 平成 20 年 2 月 25 日発行</p> <p>・女性サポートセンター          働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 19 年 12 月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
<p>H20 年度</p>	<p>・「日光市男女共同参画推進条例」          学識経験者や公募委員、男女共同参画社会づくり市民会議から選出された 15 名の検討委員により、平成 19 年度から 2 ヶ年にわたり検討し、平成 21 年 3 月制定、4 月施行。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム          日時:平成 21 年 3 月 7 日(土)          場所:今市文化会館          演題:「男と女のあり方が変わる 経済も変わる」          講師:経済アナリスト 森永卓郎</p> <p>・男女共同参画セミナー          &lt; 今市地域 &gt; 平成 20 年 10 月 20 日 今市高校          演題:「私がレーザーで原子を見る物理の研究者になったわけ」          講師:独立行政法人理化学研究所仁科加速器研究センター          前任研究員 松尾由賀利</p> <p>&lt; 日光地域 &gt; 平成 20 年 10 月 31 日 日光総合会館          演題:「男女共同参画社会づくりは家庭から」          講師:学社融合研究所代表 越田幸洋</p> <p>&lt; 藤原地域 &gt; 平成 20 年 10 月 21 日 藤原総合文化会館          演題:「肩の力を抜いた子育て」          講師:保育施設りんごの木代表 柴田愛子</p> <p>&lt; 足尾地域 &gt; 平成 20 年 12 月 8 日 足尾中学校</p>

<p>H20 年度</p>	<p>演題:「男女共同参画って何? ~ 女性と男性の役割について ~」  講師: 栃木県男女共同参画地域推進員 中元仁子  &lt; 栗山地域 &gt; 平成 21 年 2 月 5 日 栗山総合支所  演題:「妻が僕を変えた日」  講師: 中央大学法学部教授 広岡守穂  &lt; 自治会特別セミナー &gt; 平成 21 年 2 月 19 日 藤原総合文化会館  演題:「今求められている男達の連帯と助け合い  ~ 父子家庭体験から見てきたもの ~」  講師: 元毎日新聞編集委員 重川治樹</p> <p>・男女共同参画広報紙「は~とふる日光」  第 5 号 平成 20 年 9 月 20 日発行  第 6 号 平成 21 年 3 月 23 日発行</p> <p>・「男女共同参画推進のための職員指針」  「男女共同参画プラン日光」に掲げる行政の推進体制の充実のため、平成 19 年度から 2 ヶ年にわたり、行政の推進組織である「男女共同参画社会づくり推進本部推進班」にて検討し、平成 20 年 12 月 10 日、指針及びガイドブックを策定。</p> <p>・女性サポートセンター  働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 20 年 11 月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
---------------	---

## 2. 日光市男女共同参画推進条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則(第1条 - 第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条 - 第18条)

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第19条 - 第23条)

第4章 日光市男女共同参画審議会(第24条)

第5章 雑則(第25条)

#### 附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人との心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。



- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。)において行われる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画の推進のための取組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他

の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。

3 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第9条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第10条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の

責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第13条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第14条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女双方の視点が欠けることのないよう努めるものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に当たっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第16条 市長は、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年3月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に係る意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の意見等の申出について、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。

### 第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第19条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第21条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第22条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところにより、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

#### 第4章 日光市男女共同参画審議会

(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第24条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満としないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 日光市男女共同参画都市宣言

日光市は、世界遺産に代表される悠久の歴史と文化をもった、美しい緑と清らかな水に恵まれたまちです。

わたしたちはこのまちに誇りを持ち、男女が性別や世代を超えて、互いに対等なパートナーとして、自立・平等・責任を胸にあらゆる分野に参画し、一人ひとりが生き生きと輝く「ひかりの郷・日光」をつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

認めあおう！輝く個性 あなたと私 <sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男

支えあおう！家庭・職場・地域の中で あふれるやさしさ 思いやり

参画しよう！希望を抱き 心豊かな未来をひらくため

平成20年3月15日



日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課  
〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL(0288)-21-5148

FAX(0288)-21-5105

E-mail [jinken-danjo@city.nikko.lg.jp](mailto:jinken-danjo@city.nikko.lg.jp)